

下水道排水設備指定工事店について

静岡市 上下水道局

下水道部 下水道総務課

下水道排水設備指定工事店について

- I 下水道排水設備指定工事店の届出等について
- II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

1. 指定工事店でなくなる場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、直ちに
下水道排水設備指定工事店指定取消申出書を提出
してください。

- (1) 廃業等によるもの
- (2) 次の要件を一つでも欠いたとき
 - ① 責任技術者が1人以上いること
 - ② 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を保有していること
 - ③ 静岡県内に営業所を有していること

※指定取消申出書の様式は、静岡市のホームページからダウンロードすることができます。

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

2. 変更等の届出について

次の事項に該当する場合は速やかに
下水道排水設備指定工事店異動届出書を提出
してください。

- (1) 組織の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 商号の変更
- (4) 営業所の移転
- (5) 責任技術者の異動（増員、減員）
- (6) 住居表示または電話番号の変更

※異動届出書の様式は、静岡市のホームページからダウンロードすることができます。

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

3. 指定の有効期間について

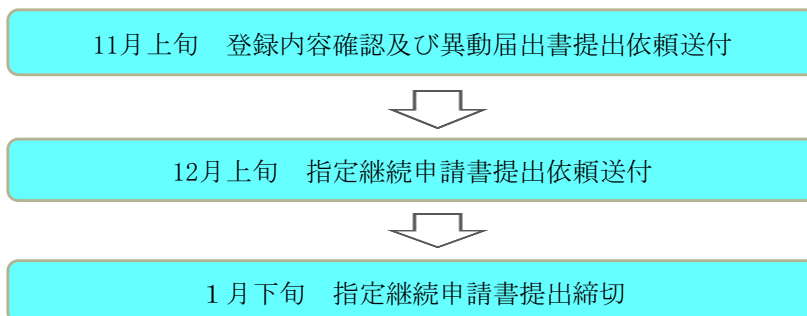
下水道排水設備指定工事店証			
住 所	静岡市葵区七間町15番地の1		
商号又は名称	七間町設備 株式会社		
氏 名	静岡 太郎		
<small>(法人の場合は 代表者氏名)</small>			
上記の者を、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規定 第5条の規定に基づき、次の期間静岡市上下水道局下水道排水設 備指定工事店に指定する。			
指定番号	第 000 号		
		令和3年1月27日	から
指定の有効期限		令和7年3月31日	まで

指定工事店の指定の有効期間については、指定工事店証をご確認ください。

5

I 下水道排水設備指定工事店の届出等について

4. 指定の継続手続きについて



更新手続きをしないと、再び指定を受けるには、新規指定の手続きをしていただくこととなります。

6

II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

1. 指定工事店について

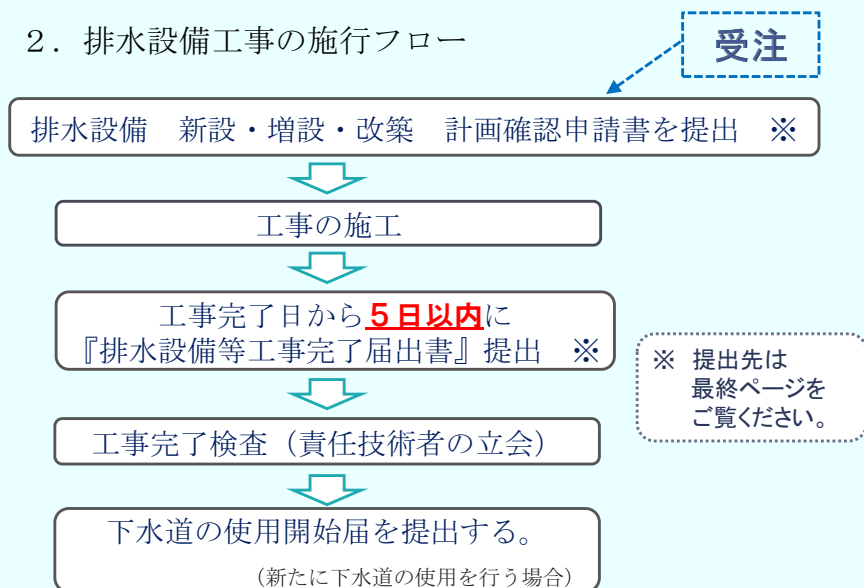
- (1) 排水設備及びこれに接続する除外施設の新設、増設又は改築する工事は、**指定工事店でなければ施工することができません。**
- (2) 指定工事店が次のいずれか該当するときは、**その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で指定の効力を停止することがあります。**

ア 下水道に関する法令、条例及び規程に**違反したとき。**

イ 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として**不相当と認めるとき。**

II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

2. 排水設備工事の施行フロー



II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

3. 違反行為の具体例

(1) 無届工事

- ① 工事着手 令和2年3月14日
- ② 工事完了 令和2年6月24日
- ③ 違反確認 令和2年5月29日
公共下水道の不正使用 有

(2) 無届工事

- ① 工事着手 令和2年4月30日
- ② 工事完了 令和2年10月30日
- ③ 違反確認 令和2年10月5日
公共下水道の不正使用 無

過去3年
違反発覚状況
(累計)

無届工事39件
(8社)

事前着工2件
(1社)

II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

4. 違反行為に関する処分

※静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店の処分に関する基準

例：無届工事1件行った場合“違反点数8点”
処分前歴がなくても
3か月間の指定停止となります！

静岡県下水道協会に報告

最悪責任技術者として
の登録の取消しも！

II 下水道排水設備指定工事店に関する違反行為について

5. 執拗な勧誘、工事の強要について

§ 市民の方からの苦情 §

近所に住む工事業者の身内の人から下水道への切り替え工事をその業者に頼むよう何度も強要された。

警察に相談！

- ・ 執拗な勧誘
- ・ 工事の強要

は絶対にしないてください！

届出、お問い合わせは

指定工事店について

下水道総務課 総務係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階

電話 054(270)9203

ホームページ http://www.city.shizuoka.jp/000_000543.html

責任技術者について

静岡県下水道協会（下水道総務課内）

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎6階

電話 054(251)2870

ホームページ <http://www.tokai.or.jp/jswashizuoka/>

排水設備工事に関する書類の提出及びお問い合わせは

葵区、駿河区で施工する場合は

下水道維持課 排水設備係

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎4階

電話 054(270)9235、9236

清水区で施工する場合は

下水道事務所 排水設備係

静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎6階

電話 054(354)2744